

(別紙)

1 質問項目及び内容

令和2年10月、高等学校において教諭から生徒に向け、PCR検査を受けた家族がいることを知りながら、その心情を傷つける発言があった。以降、県教育委員会、学校の対応が行われているが、さらに状況は混沌としている。そこで、この件に対する県教育委員会の見解を問う。

(1) 教育長は記者会見において、教諭の発言は差別にあたるとしているが、今回の件の何が問題であり、差別であるのか、明らかにされたい。

2 回答

家族が新型コロナウイルスのPCR検査を受けていることを認識しながら教諭が生徒に対して行った発言は、生徒の心情を傷つけ、新型コロナウイルスに関する差別や誹謗中傷等が大きな社会問題となっている状況において、PCR検査を受ける人やその家族にとっては、忌避されたり排除されたりしていると感じるものであり、差別となるものです。

また、校長及び教諭が謝罪を行う際、生徒の心情を十分に考慮していなかったことも問題であり、生徒や保護者のさらなる不信感を招きました。

1 質問項目及び内容

令和2年10月、高等学校において教諭から生徒に向け、PCR検査を受けた家族がいることを知りながら、その心情を傷つける発言があった。以降、県教育委員会、学校の対応が行われているが、さらに状況は混沌としている。そこで、この件に対する県教育委員会の見解を問う。

(2) 人権に関してより高い見識を求められる教育行政、学校において、今回の件を教訓として互いに学びあい、認識を高めていく必要があると考える。教諭個人にとどまらず、生徒やご家族が何に傷つき、何に怒ってみえるのか、そこに含まれる差別とは何か、明らかにしあうことから始めなければならない。そこで、再発防止等について今後どのように取り組んでいくのか、お考えを問う。

2 回答

県教育委員会においては、学校でこのようなことが起こることがないよう、1月5、6日に臨時の県立学校長会議を開催し、すべての校長に事案の詳細や問題点を伝え、校長が次の事項について教職員に徹底するよう指示いたしました。

- 生徒の人格を否定する発言はもとより、生徒の人権侵害や差別となる言動は決して許されるものではないことから、生徒の指導に際しては、さまざまな背景や思いを抱える生徒がどう受け止めるか考えて行うこと
- 不適切な指導があった場合や、保護者や生徒から相談があった場合には、速やかに管理職に報告させ、管理職が中心となって事案の内容をしつかり確認して、時機を逸することなく保護者に説明や謝罪を行うなど組織的な対応を行うこと

また、「人権教育サポートガイドブック」（令和2年3月県教育委員会作成：教員向け指導資料）を活用し、教職員が子どもや保護者と良好な信頼関係を築けるよう、無自覚に子どもを傷つける言動をしてしまっているかもしれないという視点を持ち、一人ひとりの子どもの背景や思いへの想像力を働かせて関わることの重要性や、子どもの人権を尊重した関わり方について学ぶ校内研修を、各学校で実施します。あわせて、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」という三重県子ども条例の基本理念を、教職員が改めて認識して指導が行えるよう取り組みます。

県教育委員会においては、こうした事案に至った要因や背景、課題などを改めて確認し、信頼される学校づくりのための取組を進めてまいります。